

令和 6 年度 第 1 回 区連協 理事会

日時 令和 6 年 4 月 1 2 日 (金)

理事会 1 4 時～

場所 花見川区役所 2 階講堂

次 第

1 開 会

2 説明事項

地域福祉計画中間見直し版冊子の配布等について (地域福祉課)

3 議 題

(1) 令和 6 年度役員選出について

(2) 令和 6 年度通常総会について

①総会資料について

②役割分担について

③功労者表彰について

(3) 令和 6 年度要望事項について

4 その他

①市連協専門部会員の選出について

②事務連絡

5 閉 会

令和 6 年 度

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 役員

会 長

副会長

副会長

会 計

会 計

理 事

理 事

理 事

理 事

監 事

花園中学校区町内自治会連絡協議会

監 事

花見川中学校区町内自治会連絡協議会

令和 6 年 度

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 資 料

日 時：令和 6 年 5 月 1 8 日（土）午前 1 0 時

場 所：花見川保健福祉センター 3 階大会議室

総 会 式 次 第

1 開 会 の こ と ば

2 区 連 協 会 長 挨 拶

3 功 労 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 事 録 署 名 人 選 出

7 議 案 審 議

(1) 議案第1号 令和5年度事業報告・・・・・・・・・・ P3～P9

(2) 議案第2号 令和5年度収入支出決算報告・・・・・・・・ P10

(3) 議案第3号 令和5年度収入支出決算監査報告・・・・・・・・ P11

(4) 議案第4号 令和6年度会長及び副会長（案）の承認について・ P12

(5) 議案第5号 令和6年度監事の選任・・・・・・・・・・ P13

(6) 議案第6号 令和6年度主要事業方針（案）・・・・・・・・ P14～15

(7) 議案第7号 令和6年度収入支出予算（案）・・・・・・・・ P16

8 そ の 他

(1) 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会会則・・・・・・・・ P17～P20

(2) 令和5年度花見川区町内自治会連絡協議会要望事項

千葉市町内自治会連絡協議会要望事項・・・・・・・・ P21～P45

9 閉 会 の こ と ば

令和6年度

功 労 者 氏 名

(順不同・敬称略)

地区連絡協議会会長の部

地 区 連 絡 協 議 会 名	氏 名
対象者確認中	

町内自治会長の部

中 学 校 区 名	町 内 自 治 会 名	氏 名
対象者確認中		

議 案

議案第 1 号 令和 5 年度事業報告

議案第 2 号 令和 5 年度収入支出決算報告

議案第 3 号 令和 5 年度収入支出決算監査報告

議案第 4 号 令和 6 年度会長及び副会長（案）の承認について

議案第 5 号 令和 6 年度監事の選任

議案第 6 号 令和 6 年度主要事業方針（案）

議案第 7 号 令和 6 年度収入支出予算（案）

令和 5 年度 事業 報告 について

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、令和 5 年度の事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、事業を推進した。

令和 5 年 4 月 1 4 日 第 1 回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和 5 年度役員選出について 上記事項について協議し、令和 5 年度役員候補者を選出した。 2 令和 5 年度通常総会について 上記事項について説明し、総会資料・役割分担・功労者表彰の表彰者の確認を行った。 3 令和 5 年度要望事項について 上記事項について説明し、提出を依頼した。 ・その他 ① 令和 5 年度ごみ問題検討委員の選出について 上記事項について委員 3 名を選出した。 ② 地区連交付金の申請について 上記事項について説明した。
令和 5 年 4 月 1 4 日 会計監査	花見川区役所において、出納関係書類の監査を実施し、決算は計数的に正確であり内容も適正なものと認定された。 【議題】 1 令和 4 年度事業報告及び収入支出決算監査 (事業報告書・収入支出決算書) 2 書類監査 (出納書類、預金通帳確認) 3 監査講評

令和5年5月19日 第2回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和5年度通常総会の進行について 上記資料について承認された。 ・その他 ① 令和5年度区連協要望について 上記事項について説明し、提出を依頼した。 ② 花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金について 上記事項について説明した。 ③ 令和5年度花見川区区民まっりの役割分担について 上記事項について説明した。
令和5年6月3日 (書面開催) 通常総会	台風2号の接近に伴う大雨が予想されたため、書面開催とし、下記の事項について承認された。 〔会務報告〕 ・令和4年度町内自治会の異動について 〔議案審議〕 ・令和4年度事業報告について ・令和4年度収入支出決算報告について ・令和4年度収入支出決算監査報告について ・令和5年度会長及び副会長（案）の承認について ・令和5年度監事の選任について ・令和5年度主要事業方針（案）について ・令和5年度収入支出予算（案）について

令和5年7月7日 第3回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和5年度 区連協要望事項について 2 令和5年度 研修事業について 上記事項について協議し、令和5年度市連協要望及び区連協要望について決定した。 また、研修事業の研修先を決定した。 ・その他 ① 区連協への負担金について 上記事項について依頼した。 ② 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について ③ 地区連協交付金の交付について 上記2事項について、交付時期を報告した。 ④ 令和5年度通常総会における書面決議の結果について 上記事項について承認された旨報告した。
令和5年10月6日 第4回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和5年度区連協要望事項の回答について 2 令和5年度研修事業について 上記事項について協議し、要望事項に対する市各所管の回答を確認した。 また、研修事業概要を決定した。 ・その他 ① 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について ② 地区連協交付金の交付について 上記2事項について、交付が完了した旨報告した。

令和5年11月14日 研修視察 参加者 36名 (事務局4名含む)	視察先 (1) 千葉市役所 危機管理センター (2) 千葉市消防局 セーフティーちば 研修テーマ 災害に強いまちづくりを目指す、千葉市の災害対応力 ※詳細は別紙「令和5年度花見川区連協研修視察報告書」のとおり
令和6年1月12日 第5回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和6年度総会までのスケジュールについて 上記について確認した。 2 区連交付金の実績報告について 上記について説明し、実績報告の提出を求めた。
令和6年3月15日 第6回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和5年度事業報告について 2 令和5年度収入支出決算見込みについて 3 令和6年度主要事業方針(案)について 4 令和6年度収入支出予算(案)について 5 令和6年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について 6 令和6年度通常総会における役割分担について 上記事項について協議し、通常総会での役割等について確認した。

令和5年度花見川区連協研修視察報告書

- 1 テーマ ①災害に強いまちづくりを目指す、千葉市の災害対応力
- 2 目的 ①千葉市役所危機管理センターの視察を通じて、千葉市の災害対応力について理解を深める。
②消防局の有する「共同指令センター」を見学し、千葉市だけでなく、県内地域の約88%、300万人の人口をカバーし、日々の安全・安心を担っていることを理解する。
- 3 日時 令和5年11月14日（火）
- 4 研修視察先 ①千葉市役所 危機管理センター（千葉市中央区）
②千葉市消防局 セーフティーちば（千葉市中央区）
- 5 参加者 32人
- 6 研修内容

（1）千葉市役所 危機管理センターの見学

初めに、危機管理センターオペレーションルームにおいて、 危機管理監のあいさつの後、 防災対策課課長補佐より、危機管理センターの概要を説明してもらい、千葉市の災害対応力について理解を深めた。



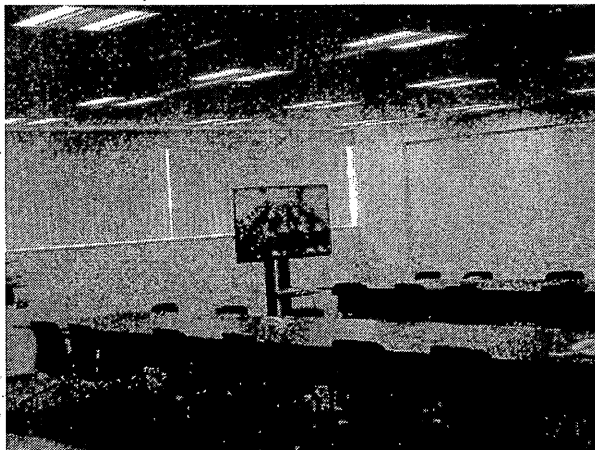
危機管理センターの概要説明後、関係機関調整室→災害対策本部会議室へ移動し、危機管理センターを設置した背景や機能などの説明があった。

①関係機関調整室

機能：国・県・外部機関等から派遣された情報連絡員が参集し、情報収集・派遣元への支援要請が迅速に行えるよう整備された。

設備：オペレーションルーム・災害対策本部会議室と同じ8面マルチモニターが設置され、高所カメラや気象情報、SNS情報などを同時に表示し、効率的な情報収集や情報共有画が可能となっている。

電源は、すべて非常発電設備に接続されており、停電時でも電源が確保(72h)されている。



②災害対策本部会議室

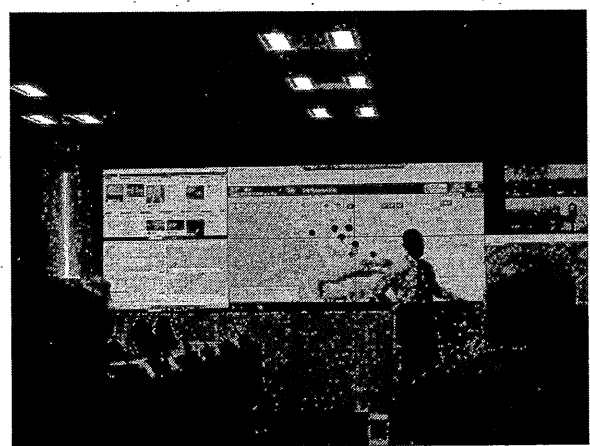
機能：本部長（市長）・副本部長（副市長）及び本部役員（局部長）、が災害対策における意思決定を行い、事務局員（防災対策課職員）が同席する。

なお、各区の区長及び消防局は、オンラインで会議に参加する。

移動間仕切り（パーティション）を開放することで、オペレーションルーム・や関係機関調整室と一体的に使用することも可能。

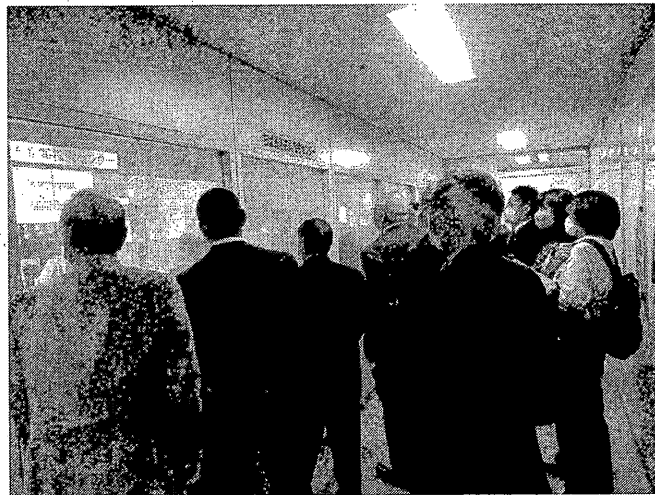
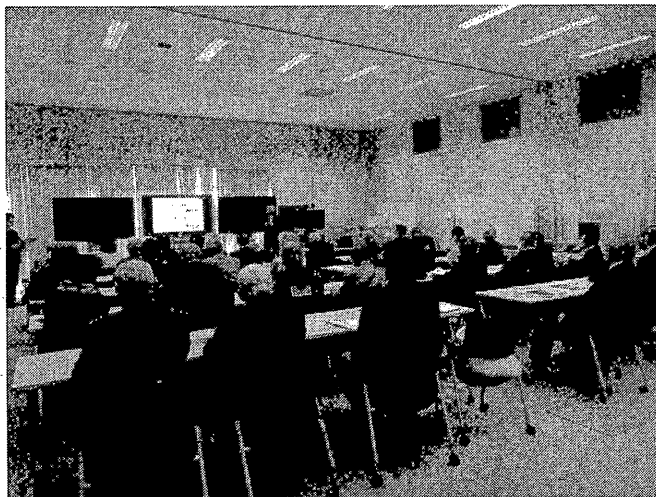
設備：関係機関調整室の設備と同様。

各席にはマイクが設置されているが、主用途は各区・消防局とのオンライン通信時に使用するもので、会議室内では地声で対応している。



(2) 千葉市消防局 セーフティーちばの見学

初めに、 消防長のあいさつの後、ビデオにて「ちば消防共同指令センター」の概要について説明を受け、その後、指令センターの見学及び感震ブレーカーの講習会、最後に千葉市消防局の概要説明を受けた。



指令センターでは、千葉県北東部および南部地域の20消防本部から各エリアを代表した消防士が勤務している。1日に約600件の119番通報进行处理しているが、災害時は通報件数が普通の日の何倍にもなり、大規模災害モードと呼ばれる、119番通報を受付する職員等の増員を行い、より多くの119番通報を迅速に処理できるようにしているとのこと。

指令管制システムの画面上に消防車や救急車がどこを走っているかという情報が映し出されているので、通報があった場所に近い車両をすぐに現場に向かわせることや、市内3か所の高所にカメラが設置されていて、通報の場所の方向にカメラが自動的に動き、通報場所を画面で確認することができるなど最新鋭の技術が詰め込まれていた。

今回の研修視察を通して、千葉市が東日本大震災を教訓に危機管理に対して、防災対策課と、千葉市消防局が連携し、災害に強いまちづくりを目指していること、また、消防局の有する指令管制システムが千葉市だけではなく、千葉市外の通報にも対応し、救急や消防における指揮官として日々の安全を見守ってくれていることを実感した。

令和5年度 収入支出決算書

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会（単位：円）

収入

科 目		令和5年度予算額	収入済額 ①+②	内 訳		比 較 増 減	摘 要
項	目			市補助金 ①	会費② (自主財源)		
補 助 金	区 連 協 補 助 金	1,559,000	1,559,000	1,559,000	0	0	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000	45,000	0	45,000	0	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	156,000	132,000	0	132,000	▲ 24,000	研修視察参加者自己負担分
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	184,027	184,027	0	184,027	0	
雑 収 入	雑 収 入	10	4	0	4	▲ 6	預金利子
計		1,944,037	1,920,031		361,031	▲ 24,006	

支出

科 目		令和5年度予算額	支出済額 ①+②	内 訳		比 較 増 減	摘 要
項	目			補助対象 ①	補助対象外 ②		
事 務 費	事 務 費	300,000	374,302	374,302	0	74,302	町内自治会のしおり、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	72,839	72,839	0	▲ 57,161	総会資料郵送代他
	役 員 会 議 費	10,000	0	0	0	▲ 10,000	三役会・理事会費用他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	50,000	50,000	0	▲ 25,000	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	350,000	221,269	89,269	132,000	▲ 128,731	
	広 報 費	80,000	74,250	74,250	0	▲ 5,750	自治会加入促進リーフレット制作
旅 費	費 用 弁 償	80,000	75,000	75,000	0	▲ 5,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000	8,000	0	8,000	▲ 22,000	年賀名刺交換会、弔慰金
予 備 費	予 備 費	56,027	0	0	0	▲ 56,027	
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	833,010	833,010	833,010	0	0	
計		1,944,037	1,708,670	1,568,670	140,000	▲ 235,367	

収入済額（合計）1,920,031円

収入済額（補助金）1,559,000円

支出済額（合計）1,708,670円

支出済額（補助対象経費）1,568,670円

= 211,361円（残金）

= -9,670円（戻入額なし）

211,361円【繰越額（残金）】

令和5年度収入支出決算監査報告

監査対象

令和5年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

収入支出決算書及び関係帳簿証書等

監査期日

令和6年4月12日

監査結果

- ① 現金出納の適否については、正確であり適正に管理されていると認める。
- ② 収入支出決算書及び関係帳簿証書等の整備は適正であると認める。

令和6年4月17日

監 事

監 事

令和6年度
会長及び副会長（案）の承認について

会 長

副会長

副会長

令和6年度
監事の選任

監事

監事

令和6年度主要事業方針（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、会則に掲げられた目的を達成するため、市及び区役所と連携を密にして協力し合い、次の事業を行う。

1 町内自治会の加入促進に関すること

未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内6区でも高い町内自治会加入率を堅持する。

2 要望事項等の解決推進に関すること

区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。

3 研修視察の実施に関すること

地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。

4 区民相互の交流に関すること

他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を高め、地域社会の発展に寄与する。

花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。

5 防災対策への一層の協力・要請に関すること

区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図り、減災体制の確立を目指す。

6 安全・安心なまちづくりの推進に関すること

地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防犯体制の強化を図る。

令和6年度会議予定（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、運営上必要な事項について審議する。

年 月	内 容	備 考
通 年	加入促進活動	リーフレット・チラシ配布等
通 年	防災・防犯に関すること	
令和6年4月12日	理事会①	令和6年度役員の選出 令和6年度総会資料の確認等
	会計監査	令和5年度会計監査
令和6年5月10日	理事会②	令和6年度総会の諸準備等
令和6年5月18日	通常総会	令和6年度通常総会
令和6年7月	理事会③	要望内容の確認・提出等 研修視察の方針等
令和6年10月	理事会④	要望事項の回答等 研修視察等
	区民まつり	事業協力・広報等
令和6年11月	研修視察	
令和7年 1月	理事会⑤	研修視察決算報告等
令和7年 3月	理事会⑥	令和6年度事業報告 令和6年度決算見込み 令和7年度事業計画案 令和7年度収入支出予算案等

令和6年度 収入支出予算書（案）

収 入

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		市補助金 ①	会費② (自主財源)				
補 助 金	区連協補助金	1,543,000	1,543,000		1,559,000	▲ 16,000	1,559,000	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000		45,000	45,000	0	45,000	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	156,000		156,000	156,000	0	132,000	研修視察参加者自己負担分
繰 越 金	前年度繰越金	211,361		211,361	184,027	27,334	184,027	
雑 収 入	雑 収 入	10		10	10	0	4	預金利子
計		1,955,371	1,543,000	412,371	1,944,037	11,334	1,920,031	

支 出

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		補助対象 ①	補助対象外 ②				
事 務 費	事 務 費	350,000	350,000		300,000	50,000	379,971	町内自治会のしおり、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	130,000		130,000	0	72,839	総会資料印刷代他
	役 員 会 議 費	10,000	10,000		10,000	0	0	市連協・区連協他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	75,000	0	75,000	0	50,000	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	320,000	164,000	156,000	350,000	▲ 30,000	221,269	視察研修会費用
	広 報 費	80,000	80,000		80,000	0	74,250	自治会加入促進他
旅 費	費 用 弁 償	80,000	80,000		80,000	0	77,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000	0	30,000	30,000	0	3,000	名刺交換会、慶弔費他
予 備 費	予 備 費	51,951	0	51,951	56,027	▲ 4,076	0	
交 付 金	地区連協交付金	828,420	828,420		833,010	▲ 4,590	833,010	
計		1,955,371	1,717,420	237,951	1,944,037	11,334	1,711,339	

千葉県花見川区町内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉県花見川区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、花見川区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、花見川区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、原則として花見川区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 町内自治会および地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行なうこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他の団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副会長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業会計及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他重要な事項
- 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。
- 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成4年5月16日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年5月20日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年5月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月7日から施行する。

各地区連絡協議会一覧表（別表）

地 区	小 学 校 区
花園中学校区 (第 7 地区)	検見川小学校 畑小学校 花園小学校 瑞穂小学校
こてはし台中学校区 (第 1 0 地区)	こてはし台小学校 横戸小学校
幕張中学校区 (第 1 1 地区)	幕張小学校 幕張東小学校 幕張南小学校
花見川中学校区 (第 2 2 地区)	花見川小学校 柏井小学校 花島小学校
天戸中学校区 (第 3 5 地区)	長作小学校 作新小学校
さつきが丘中学校区 (第 4 0 地区)	さつきが丘東小学校 さつきが丘西小学校
犢橋中学校区 (第 4 2 地区)	犢橋小学校
朝日ヶ丘中学校区 (第 4 6 地区)	西小中台小学校 朝日ヶ丘小学校
幕張本郷中学校区 (第 4 8 地区)	上の台小学校 西の谷小学校

令和 5 年度

**花見川区町内自治会連絡協議会
要望事項**

**千葉市町内自治会連絡協議会
(花見川区分) 要望事項**

令和5年度市連協要望・花見川区連協要望回答依頼先一覧

No.	中学校区	要 望 事 項	担当課名	市連協要望 区連協要望
1	花園中学校区	花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について	都市局都市政策課 都市局公園緑地部緑政課 都市局公園緑地部花見川・稲毛公園緑地事務所	市連協要望
2	花園中学校区	大賀ハスのふるさと東大旧緑地植物実験所の今後の展望について	総合政策局総合政策部政策調整課	区連協要望
3	こてはし台中学校区	大日町4号線から国道16号への右折レーン設置	建設局道路部道路計画課	区連協要望
4	こてはし台中学校区	横戸町23号線道路拡幅に関する推進について	建設局道路部道路建設課 市民局市民自治推進部地域安全課	区連協要望
5	幕張中学校区	幕張町五丁目交差点を中心とした、県道205号線及び若葉方面へ向かう公道にあるお横断歩道への信号機設置の要望	市民局市民自治推進部地域安全課	区連協要望
6	幕張中学校区	幕張ハウス下の交差点に信号機設置の要望	市民局市民自治推進部地域安全課	区連協要望
7	花見川中学校区	市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備（約100m）について	建設局道路部道路計画課	区連協要望
8	花見川中学校区	柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備（横戸町78号線）について	建設局道路部道路計画課	区連協要望
9	花見川中学校区	新鷹の台第二自治会内の主要道路の一つである柏井西14番通りの鷹の台ドライビングスクールもどり線のNTT電話柱の電話線等を東電柱に共架し、NTT電話柱を撤去することについて	建設局土木部花稲土木事務所	区連協要望
10	花見川中学校区	花見川側道、弁天橋一京成ガード間の歩道車道分離整備	建設局土木部花稲土木事務所 建設局道路部道路計画課	区連協要望
11	鰐橋中学校区	県道69号線鰐橋広尾十字路右折レーンの新設	建設局道路部道路計画課	区連協要望

令和５年度市連協要望事項への回答（花見川区抜粋）

要望事項１

花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について

区内を流れる一級河川である「花見川」は区の名称になっているように、市（区）における重要な資源として認識しており、花見川を整備することで、多くの人々を呼び込みまた自然環境向上のメリットが得られるものと考えます。

しかし残念ながら美浜区から花見川区に遡ったあたりから兩岸とも整備されたとは言い難い様相を示しています。

花見川区流域も千葉市のウォーターフロントとして整備していただきたいと思います。

まず、看板施設のサイクリングコースですが、ここは残念ながら本式のサイクリングロードではありません。

むしろ通勤・通学などの生活道路として使用されており、これにウォーキングや散歩が加わり、地域にとって重要な道路となっています。

サイクリングロードと生活道路として両立させるとすれば、さらなる安全性を考慮した整備に取り組んでいただくようお願いします。

注意標識やロードペインティングの注意喚起標識は多少増えましたが、いまだに暴走自転車を見かけます。より一層の改善が必要と考えます。

また、いつもお願いしている河川敷の整備ですが、相変わらず河川敷が見えないほどの葦や笹の繁茂は解消していません。

岸辺の自然を残すのは大切ですが、程度の問題だと思います。

もう少しなんとかならないかと、令和４年に瑞穂自治会のボランティアによる岸辺の草刈りを実施してみましたが、思いのほか刈った葦などの処理が大変であることが身に染みてわかりました。

関係各所に伺ったところ、雑草の処分は無理のようです。河川敷からの大量の草の処理は自治会ではどうすることもできません。

とりあえず積み重ねて、堆肥になってからの処分にしても大変です。

河川敷の手入れではこのことを一体どう考えているのかお伺いします。

花見川周辺の開発が今後とも進むことは待たれるところですが、花見川の自然を守ることも必要です。千葉市にとって誇れる場所です。

川岸の桜の成長に伴い、護岸の傷みも増えています。

自然の豊かさに加えて災害対策は万全でしょうか。

また、その桜に天狗巣病（てんぐすびょう）が見受けられます。

病気にかかった桜の対策（枝の除去）についても併せて要望します。

この流域の活用について市のビジョンをお示してください。

回答

花見川沿川エリアについては、都市づくりの基本的な方針等を示す「ちば・まち・ビジョン（令和5年9月）」において、花見川流域は上流部、中流部、下流部でまちの個性や課題が異なり、上流部の豊かな自然を活用したアクティビティ空間や、中流部の今ある桜並木と田園風景などを生かした季節の変化を楽しめる空間、下流部の水辺と市街地の近さを活かした親水空間など、沿川の個性を活かした空間づくりを目指すと位置付けております。

また、千葉市、佐倉市、八千代市の3市で、国土交通省で実施している「かわまちづくり支援制度」に、印旛沼と新川、花見川（印旛放水路）を計画の対象地域とする「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を登録申請し、令和5年8月10日付で登録されました。今後、計画に沿って、本市では花島公園、八千代市では県立八千代公園、佐倉市ではふるさと広場を水辺拠点とし、河川管理者（千葉県）が計画の推進に必用となる親水護岸を整備するとともに、各市が親水施設や休憩機能、サイクリング関連施設（駐輪施設、案内看板等）を整備し、民間団体や企業と連携を図りながら、水辺を活用したアクティビティや3市エリアに跨る広域的なイベントの開催、沿川エリアの活動や魅力の情報発信の強化に取り組み、流域全体の水辺の利活用やブランド化なども推進してまいります。

具体的な取り組みとしては、自然環境の保全と共に、自然に触れて楽しめる環境作りが大切であるとの考えのもと、花島公園お花見広場付近にて、豊かな自然環境を感じながら水辺に親しむことのできるアクティビティであるカヤック体験等の社会実験を実施しているほか、花見川千本桜緑地では周辺の市民や団体の皆様と、将来の活用について考えるワークショップを開催しています。引き続き社会実験を継続し、市民ニーズを聞きながら、今後の活用方策を検討してまいります。

花見川サイクリングコースは、独立行政法人水資源機構及び千葉県が管理している印旛放水路（通称：花見川）の管理用通路を千葉市が管理協定を締結したうえでサイクリングコースとして利用しています。利用環境の改善のため、舗装修繕などの対策を講じておりますが、引き続き、歩行者とサイクリング利用者が、ともにサイクリングコースを安全に利用できるように、3市で連携した路面標示や標識等の設置を検討してまいります。

河川敷の手入れについては、日頃より草刈り等の環境改善にご協力くださり、誠にありがとうございます。本市においては、花見川千本桜緑地とサイクリングコース及びその両脇1mの部分の維持管理を行っており、年3～4回の草刈

りを実施しております。それ以外については、河川管理者である千葉県（千葉土木事務所）が必要に応じて草刈りを実施しています。災害対策につながる河川整備計画の推進や桜の対応を含め、この度の要望事項を改めて千葉県に伝えるとともに、適切な管理を申し入れるなど、引き続き花見川サイクリングコース及び河川敷の良好な環境確保に向けて、県と連携して取り組んでまいります。

（都市政策課）

（緑政課）

（花見川・稲毛公園緑地事務所）

令和5年度区連協要望事項への回答

要望事項1

大賀ハスのふるさと

東大旧緑地植物実験所の今後の展望について

東大が旧緑地植物実験所から撤退し、その後を地元の自治会などで構成する大賀ハスのふるさとの会が管理して、大賀ハスなど多くの花ハスの栽培を継続して本年度で1・2年目に入りました。

おかげさまで千葉市や花見川区のご支援のもと地域の協力やボランティアの参加を得て観蓮会を継続することができました。

本年は新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、地域の行事が回復途上にある中で「花園ハスマつり」も全種目再開とし、晴れて「花園ハスマつり観蓮会」としての実施にこぎつけることができました。

大賀博士による大賀ハス発祥の地として、また、大賀ハス開花の地に隣接する東大旧緑地植物実験所で活動する大賀ハスのふるさとの会にとって、大変喜ばしい、また誇らしいことであります。

昨年は大賀ハス開花70周年にあたり、我々の活動を多くのメディアに取り上げていただきました。

本年は、千葉県より「ちば文化資産」として「千葉市の花オオガハス」選定され、我々の活動の大きな励みになっております。

また、発足以来続けられている~~大賀博士~~氏のご指導と献身的な援助がなければ、このようなハス圃場を維持することはできないことを付け加えさせていただきます。

私たちは今後も一層努力してこの事業を継続してまいります。

どうかこれからもご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

この土地は千葉市の貴重な里山であり、文化遺産でもあります。

私たちがここで大賀ハスはじめ多くの花ハスを栽培すればするほど、この環境の素晴らしさを感じています。

そしてなんとかしてこの土地を長く活用していきたいという気持ちが強くなってまいります。

大賀ハスは千葉市の都市アイデンティティの戦略プランの一つとして取り上げられています。

この地はまさにそれにふさわしい場所です。

私たちは、千葉市が大賀ハスの発祥の地として、もっと声を大きくしてPRしてよいと思います。

私たちの提案「旧緑地植物実験所」を「大賀ハス記念公園」として活用する。

- ① 花ハス圃場の継承
- ② 里山状の敷地全体の環境保全
- ③ 利用可能な温室の活用
- ④ 児童・生徒の研修の場所として活用

回答

日頃より、大賀ハス文化の伝承の普及活動に取り組んでいただきありがとうございます。

旧東京大学緑地植物実験所用地において、地元の市民団体（大賀ハスのふるさとの会）の皆様がハスの管理・育成を行い、観蓮会を継続して行える環境が維持できるように、引き続き東京大学に対して、同実験所用地の無償賃借の継続をお願いしてまいります。

（政策調整課）

要望事項 2

大日町 4 号線から国道 16 号線への右折専用レーン設置

大日町 4 号線から国道 16 号へ右折する専用レーンの設置をお願いしたい。
当該交差点は特別支援学校そばに位置し、交通量増大が顕著であります。
右折レーンがないため、特に朝夕の大渋滞が地域社会の生活に大きな影響が発生しています。

早急な具体策の検討を要望します。

回答

ご要望の箇所につきましては、右折レーンの設置を検討しており、今年度、周辺の地形を把握するための測量及び詳細設計を実施しております。
今後、千葉県公安委員会と協議を行うこととしており、これらの協議が調い次第、地元説明会を行う予定としております。

(道路計画課)

要望事項 3

横戸町 2 3 号線道路拡幅に関する推進について

横戸町 2 3 号線の拡幅の要望から約 3 0 年が経ちました。平成 3 0 年度、計画通り約 9 0 m の工事が終了し約 80% 部分の工事が完了しております。地元横戸台住民の強い要望の中、バス「花まわる号」の開通、コンビニ「ローソン」の開店で、車両の通行量も多くなり、未完成部分のタイヤ置き場隣接箇所が狭いため、すれ違い時の危険が日増しに増大しています。

最近では、通り抜ける車両の交通量が多くなり、歩行者・自転車での通行には危険や恐怖を感じるとの声が上がっています。接触事故も発生しており、安全な通行が保てない状況です。早急な工事完了をお願いします。

完成時には信号機の設置をお願いいたします。

回答

残る90メートル区間の事業予定地を取得することができたことから、今年度、道路拡幅工事を実施する予定としております。

信号機設置要望につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、同地域を管轄する千葉北警察署に要望いたしました。

千葉北警察署からは、「道路開通後に信号機設置要望をしていただければ、交通量等を調査した後に設置を検討することとなります。」と伺っております。

（道路建設課）

（地域安全課）

要望事項 4

幕張町五丁目交差点を中心とした、県道 205 号線及び若葉方面へ向かう公道にある横断歩道への信号機設置の要望

当地区連絡協議会にて、過去要望した「幕張 5 丁目交差点の横断歩道化」につきまして、多大なるご尽力により実現し、近隣住民の利便と安全を確保いただいたところでございます。

このことにつきまして心より感謝申し上げます。

さて、当地区におきましては幕張 5 丁目交差点以外においても、人身事故に繋がる危険な横断歩道があります。

そこで、更なる地域の安心・安全確保の為に、以下に記述いたします横断歩道について、信号機の設置を要望致します。

1. 信号機設置要望箇所

①マックスバリュースタジアム幕張店前交差点：添付地図①

(幕張町 5 丁目 417-15)

②セブンイレブン幕張 5 丁目店前交差点：添付地図②

(幕張町 5 丁目 417-28)

2. 信号機設置の必要性

上記①②のどちらに於いても、通行車両と応談歩行者間で以下 3. に記載の様な危険な状況が多く見受けられます。過去に、当該交差点において人身事故が現に発生しており、横断歩行者、車両運転手の注意に任せる事には限界を感じており、信号機の設置が必須と考えます。

3. 現環境と交通事故発生につながる危険事例 (添付図参照)

- 1) ①②の横断歩道に於いては、その横断歩道のすぐ先に信号機が設置されております。(図中 a 及び b)
- 2) 幕張 5 丁目交差点側から①②の横断歩道に向かう車両運転手は、①②の横断歩道においては、その直ぐ先にある a 及び b の信号機に従います。
- 3) ①②の横断歩道では、横断しようとする歩行者があつたとしても、歩行者妨害をする傾向にあります。良識ある車両運転手は、a 及び b の信号機が青であつたとしても、歩行者妨害をせず停止します。

- 4) この状況で歩行者が横断する場合、停止した車両の後続車両の中には、a及びbの信号が青である事で、追い越し車線から通過することがあります。
- 5) この際、歩行者からは呈した車両によって、後続の追い越し車両は死角内となり、後続の追い越し車両からも同様に歩行者が停止車両によって死角内となります。
- 6) よって、歩行者と後続の追い越し車両との接触事故に繋がります。

この状況は、日常において確認できる事であり、危険回避をする為には、交通整理のための「人」の配置や、交通取り締まり等を常に継続させる必要がある事となりますが、人為的対処には限界あります。

以上のことから、車両運転手が必然的に停止をする環境とする事で、横断歩行者の安心と安全を確保でき、その為にaやbの既存信号機と連動した信号機か、又は個別押しボタン式信号機を、①②の交差点に設置する事を要望するものです。

何卒、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

回答

要望のありました信号機設置要望につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、同地域を管轄する千葉西警察署に要望いたしました。千葉西警察署からは、「隣接する信号機との距離が近いことから現在のところ信号機の設置ができないものの一時停止を設置するなどの安全対策を講じております。」と伺っております。

（地域安全課）

要望事項5

幕張ハウス下の交差点に信号機設置の要望

この地域は、近年戸建ての住宅が増えて、幕張東小学校へ通う子供達が著しく増えている。

3年前にクラス数が増えたため、教室の増築工事が終わったばかりであるが、令和6年度に入学する生徒が多く予想される為、この秋に又、教室の増築工事が予定されている。

幕張駅から歩いて20分位の所で、戸建ての宅地分譲が計画実施されている。元々農地の為土地は広く、この状況は暫く続くものと思われる。

幕張東小学校へ通うには、幕張ハウス下の道幅が狭く交差点角の家でパーキング方面から来る車が交差点直前まで行かないと確認出来ない。

大人でも大変な思いをして渡っているのが現状です。

信号機を設置するには、車が交差出来なければならないが、幕張ハウス下の部分は広い駐車場に面している為、この部分の用地確保は可能と思われる。信号機を設置するには、用地の買収や変則的に形の是正など、色々な問題がありますが、これからも、宅地分譲が続く為、この交差点を利用する子供たちの数が益々増えてくる。悲しい事故が起きる前に、是非信号機の設置を早急をお願い致します。

回答

要望のありました信号機設置要望につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、同地域を管轄する千葉西警察署に要望いたしました。

千葉西警察署からは、「歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所の確保が必要になり道路改良が必要となります。」と伺っております。

（地域安全課）

要望事項 6

市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備(約 100m)について

市道天戸町・柏井町線の柏井高校入口から柏井小学校前交差点までの拡幅整備事業は令和 4 年 2 月に完成し、歩道、自転車レーンも整備されたので、八千代市ファミリーマート前信号までの約 100m（千葉市側、八千代市側含む）の延伸拡幅整備工事の早期着工を要望します。

本道は八千代台駅前通りに接続しています。(昨年に続き 4 回目の要望)

回答

、 柏井高校入口交差点から柏井小学校前交差点までの歩道整備が完了したことから、その延伸となる八千代市境までの約60m区間を、都市計画道路 園生町柏井町線として事業化する予定であり、今年度、柏井小学校前交差点から八千代市境までの設計を実施しております。

今後、千葉県公安委員会と協議を行うこととしており、これらの協議が調い次第、地元説明会を行う予定としております。

また、八千代市区間につきましても、引き続き、八千代市と協議を実施してまいります。

(道路計画課)

要望事項 7

柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備（横戸町 7 8 号線）について

1 6 号線からの車両が激増しており、朝夕のラッシュ時には鷹の台東 9 番通り付近まで渋滞している。

また、本道は柏井小学校への鷹の台地区の児童、生徒の通学路になっているだけでなく、花見川中学校への自転車通学の中学生や通勤者の道路にもなっており、車と自転車が混在した接触事故が頻発している。

ゴルフ場側のフェンスには毎年数件の衝突事故が起きている。

鷹の台カンツリー倶楽部も大事故を憂慮しており、拡幅整備せざるを得ないと言っている。

弁天橋付近はゴルフ場側に住宅があるため住宅以外のエリアをゴルフ場側に約 4 m セットバックし全幅 1 2 m 道路（車道 $3 \text{ m} \times 2 = 6 \text{ m}$ 、自転車レーン $1.5 \text{ m} \times 2 = 3 \text{ m}$ 、路上施設帯 $0.5 \text{ m} \times 2 = 1 \text{ m}$ 、歩道 2 m）とする案。

現況幅員は約 8 m。

また弁天橋を基準にすると東側の民家もセットバックする必要がある。

回答

ご要望の区間につきましては、柏井小学校の通学路で、交通量も多いことから、対策が必要と考えており、今年度、周辺の地形を把握するための測量を実施しております。

今後、具体的な拡幅整備について、検討を行う予定としております。

（道路計画課）

要望事項 8

新鷹の台第二自治会内の主要道路の一つである柏井西 1.4 番通りの鷹の台ドライビングスクールもどり線の NTT 電話柱の電話線等を東電柱に共架し、NTT 電話柱を撤去することについて

昨年 3 月に新鷹の台第二自治会で火災が発生したが道路が狭溢なため消防車の侵入に時間を要し、人的被害はなかったものの家屋は全焼し、隣接家屋も被害を受けた。

本道は鷹の台ドライビングスクールのもどり線のため車両の通行量が多く、未熟なドライバーも多い。

狭溢道路を少しでも通りやすくするため道路の両側に建てられている東電柱と NTT 電話柱（6 本）やその支柱を整理し、NTT 電話柱の配線（電話線以外の有線を含む）を東電柱に共架し、NTT 電話柱を撤去することにより、実質的に道路の有効利用巾を約 50 cm 広げることができるので近接住民や鷹の台ドライビングスクール利用者にはかなり通しやすい道路になる。

線上の NTT 柱 6 本を撤去し、東電柱に共架する

回答

NTT によると、NTT 柱を撤去し、電線類を東電柱へ共架すると、電線類が車道上を横断し、各世帯に架空線を引込む際に、道路法等の法令により定められている車道上空 4.5m 以上に設置する基準を満たすことができないことから、NTT 柱の撤去は困難とのことです。

ただし、要請者（自治会等）の費用負担になりますが、NTT 柱の撤去を含め、民有地内に引込み柱の新設工事等を行うことにより、共架できる可能性があるとのことです。

（花見川・稲毛土木事務所）

要望事項 9

花見川側道、弁天橋—京成ガード間の歩道車道分離整備

現在、市でサイクリング道路として整備されないものは、弁天橋～京成ガード間のみである。

ここは車道として抜け道で、交通量も通勤時間帯は特に激しく、スピードを出す車が多い。歩行者、通学自転車は危険にさらされています。

その対策として歩道、車道を分離すれば、近隣住民の安全な歩道としても活用できます。

図 1

回答

ご要望の区間の千葉市域は、市道横戸町73号線として供用しており、八千代市域は千葉県が河川の管理用通路として使用しております。

当該路線の歩車道分離整備ですが、千葉市域における現道の幅員は、4.5mと狭いことから、現道内で整備することは難しい状況です。

今後、通学や通勤の時間帯における現状を把握したうえで、歩行者及び自転車利用者に必要となる安全対策について検討してまいります。

(花見川・稲毛土木事務所)

(道路計画課)

要望事項 10

県道 6・9 号線 横橋広尾十字路 右折レーンの新設

地域住民の安全交通の確保と渋滞緩和を図るため、横橋広尾十字路 長沼方面からの道路に右折レーンの設置を要望します。

朝夕の交通量が多いときに花見川大橋方面へ右折する車が 2 台以上（特に大型車両）続くと、後続の車が渋滞し長いときは長沼交差点まで約 2 km になる事もあります。そのため、交差点を通過するまでに長時間を要します。

また、広尾十字路近隣の住民は渋滞のために、自宅から道路に出るのになかなか出られない等、悩まされています。

この右折レーンの設置には、用地買収が伴うことは十分承知しておりますが、非常に危険な交差点でもあります。地権者に対し、積極的な働きかけをするなど、早期実現に向け特段の取組をお願いします。

回答

ご要望の箇所につきましては、主要地方道 長沼船橋線の東側に右折レーンが設置されておらず、右折滞留による直進阻害により渋滞が発生していることから、対策の必要性は認識しております。

現在、事業中の道路整備を優先して行っておりますので、その進捗状況を見極めながら、事業化について検討してまいります。

(道路計画課)

回答

ご要望の箇所につきましては、主要地方道 長沼船橋線の東側に右折レーンが設置されておらず、右折滞留による直進阻害により渋滞が発生していることから、対策の必要性は認識しております。

現在、事業中の道路整備を優先して行っておりますので、その進捗状況を見極めながら、事業化について検討してまいります。

(道路計画課)

【お問い合わせ】

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会事務局

(花見川区地域づくり支援課内)

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

TEL 043-275-6203 FAX 043-275-6799

chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp

花見川区連協総会における役割分担

区 分	報 告・議 案 等	令和6年度	令和5年度
司 会			
開会のことば			
議 長			
議事録署名人			
	会 務 報 告 (報告第1号 町内自治会の異動について)		(欠席につき事務局より報告)
	議案第1号 令和5年度事業報告		
	議案第2号 令和5年度収入支出決算報告		
	議案第3号 令和5年度監査報告		(両名欠席につき議長より報告)
	議案第4号 令和6年度会長・副会長の承認について		
	議案第5号 令和6年度監事の選任		
	議案第6号 令和6年度主要事業方針(案)		
	議案第7号 令和6年度収入支出予算(案)		
監 事			
閉会のことば			

令和6年度区連協受賞対象者

議題(2)③

【町内自治会長の部(表彰内規第1条第1号)】 ※ただし、退任した場合

地区	番号	町内自治会名	氏名	在職期間

令和6年度 区連協要望事項について

◎提出書類は、別紙「花見川区連協要望事項 要望書」様式によりご提出ください。

◎締切日は、令和6年6月7日（金）です。

◎提出にあたっては、以下の点にご留意ください。

要望事項提出にあたっての留意事項

- 1 提出する際は、「単位町内自治会」及び「各地区連協」で要望内容を十分に検討した上で、ご提出ください。

なお、要望件数は各地区連協「2件」までとさせていただきます。

- 2 要望内容は「件名」に沿って、原則一項目でお願いいたします。
複数の項目を要望することは、避けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- 3 要望内容の説明は詳細にお願いします。

また、要望箇所が明確になるよう、詳細な位置図も添付してください。

令和6年 月 日

(あて先) 花見川区町内自治会連絡協議会会長

中学校区町内自治会連絡協議会

会 長

令和6年度

地 区 連 協 要 望 事 項 に つ い て

このことについて、 中学校区町内自治会連絡協議会における要望事項を、下記
のとおり提出しますのでよろしくお願い申し上げます。

記

件 名

(1) _____

(2) _____

※ 内 容 の 説 明 は 別 紙 の と お り で す 。

花見川区連協要望事項

件名			
要望理由			
※ 説明は詳細に願います。また要望場所の位置図を添付願います。			
地区連名	中学校区	会長名	

花見川区連協要望事項

[illegible]

令和6年度市連協専門部会員の選出について（回答票）

ごみ問題検討委員

※各区連協会長及び2人の委員(合計3人)を各区連協にて選出

(敬称略)

年 度	区 名	役職名	氏 名
6 年 度	中央区	中央区連協会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
	花見川区	花見川区連協会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
	稲毛区	稲毛区連協会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
	若葉区	若葉区連協会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
	緑区	緑区連協会長	
		地区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		地区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
	美浜区	美浜区連協会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	
		中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長	

令和5年度

中 央 区	中央区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
花見川区	花見川区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
稲 毛 区	稲毛区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
若 葉 区	若葉区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
緑 区	緑区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
美 浜 区	美浜区町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		
	中学校区（第 地区）町内自治会連絡協議会会長		